

第 1 3 3 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 4 月 1 8 日（月）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 4 月 1 8 日（月）午前 9 時 4 5 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 4 月 1 8 日（月）午前 1 0 時 3 0 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出席	5	奥田 哲也	出席
職務代理者（6）	岸本 博	出席	7	串田 修	出席
2	大森 美也子	出席	8	今東 徳雄	出席
3	大森 勇二	出席	9	延澤 強哉	出席
4	岡本 五樹	出席	1 0	雪本 泰嗣	出席

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	佐古 和之
	総務・農政担当課長	菱川 真輔
	担当課長補佐	三浦 諭
	主任	川田 秀紀
	参事監	真田 明彦
	主幹	佐藤 孝司
	農地担当係長	橋本 聡実

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 申 請 等 | (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について |
| | (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について |
| | (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について |
| | (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転） |
| | (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定） |
| | (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転） |
| | (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸） |
| | (8) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について |
| 報 告 | (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について |
| | (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について |
| | (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について |
| | (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について |

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第133回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は 0 名です。

本日の議事録署名委員を指名します。2番 大森 美也子 委員、10番 雪本 泰嗣 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正ですが、「第133回岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第1号議案、申請等(3)3ページ9番は、4月14日付けで取り下げとなりました。以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約4.2ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 1ページ2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約89アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約32アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約52アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約50アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約3.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

- 議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。
- 岡崎推進委員 2番から7番までの6件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。
- 議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 ありません。
- 議長 それでは、申請等（1）は、1番から7番までの7件を許可と決定してよろしいか。
- 全員 よろしい。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- 次に、申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。
- 橋本係長 2ページ1番、申請地は農用地区内の農地で、転用目的は農地改良工事による一時転用で、転用期間は許可日から3年間です。
- 申請人は現在、約39アールの農地を耕作する農業者ですが、取水に負担がかかることや水はけの悪さなどから、稲作から収益性の高い果樹園へ移行しようとするものです。申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。
- 議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進
委員
議長
委員
議長
委員
議長

1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

それでは、申請等(2)は、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

よろしい。

それでは、そのように決定します。

なお、1番は、転用面積が3,000㎡を超えていますので、4月28日開催の
県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任

3ページ1番、申請地は、令和3年10月15日付けで農振除外済の案件です。農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は、受人は現在、南区福島三丁目にある借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、通勤の利便性が良く、家庭と仕事の両立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は、令和4年3月17日付けで農振除外済の案件です。農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は、岡山県笠岡市にて、一般貨物運送業を営む者で、申請地隣接地を露天駐車場として利用していますが、申請地近隣荷主の需要増加により業務規模を拡大することとなり、車両の駐車場を確保する必要があったもので、既存駐車場に隣接する申請地を所有権移転して、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から5番は、敷地を数区画に分けて転用するため、同時に説明します。

いずれも申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は3番と4番が自己用住宅、5番が自己兼用住宅で、所有権を移転します。

3番、受人は現在、東区西大寺浜にある借家に妻と2人で居住していますが、子供ができることもあり、家財道具が増え手狭になったため、育児の環境が整い、勤務先、実家に近い、利便性の良い申請地に自己用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は現在、中区藤崎にある借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、環境が変わらない、通勤・通学の利便性が良い申請地に自己用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は現在、中区平井にある借家に家族3人で居住していますが、子供の

成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、夫の実家に近く、通勤・通学にも利便性の良い、生活環境の変わらない申請地に自己兼用住宅を建築しようとするものです。また、夫は美容師免許を持っており、申請地周辺に美容室が少ないことから兼用住宅での建築となっています。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場兼露天駐車場に転用して所有権を移転します。

受人は、中区平井三丁目にて、土木建築業を営む者で、現在使用中区江崎の事業地が手狭なうえ借地であるため、事業拡大に伴い、本社及び現事業地に近く利便性の良い申請地を所有権移転して、露天資材置場兼露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については資材置場と車両50台の駐車場を設置する計画から妥当な面積と判断されます。また被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番から6番までの6件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、東区の説明をお願いします。

橋本係長 3ページ7番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区関の借家に両親と弟の4人で居住していますが、7月に結婚を控えており、現居住地では手狭なため、勤務先と実家に近くお互い助け合える申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人の は、東区富崎の借家に母と二人で居住しており、また、 は北区奥田南町の借家に単身で居住していますが、7月に結婚を控えており、現居住地では手狭なため、勤務先と実家に近くお互い助け合える申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番は取下げとなりました。

10番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、東区西大寺松崎の借家に夫婦と子ども2人の4人で居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭となったため、勤務先と妻の実家に近く、通勤や両親の世話に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4 ページ 11 番、申請地は農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区中井の借家に夫婦2人で居住していますが、子どもができる予定があり、また共働きのため、実家に近く両親の支援を受けやすい祖母所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖母所有の土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、申請地は農業振興地域内の農用地で、永久転用を目的とした露天駐車場としての一時転用です。許可期間は許可日から3年間です。

受人は、東区瀬戸町大内^{おおち おおさ}で柴狭神社の宮司を務めていますが、参拝者の増加で駐車場が不足しているため、神社に近く路上駐車が消滅できる申請地に使用貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 取下げの9番を除く、7番から12番までの5件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、9番を除く1番から12番までの11件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

なお、中区6番は、転用面積が3,000㎡を超えていますので、4月28日開催の県農業会議に諮問^{しもん}し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について、申請等(4)所有権の移転、

申請等（５）利用権の設定、申請等（６）利用権の移転、申請等（７）利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

川田主任

今回の利用集積計画について説明します。別冊議案をご覧ください。

申請等（４）の所有権の移転については、中区は１ページ１番の１件、東区は２ページ１番、２番の２件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への所有権移転です。

申請等（５）の利用権の設定については、中区は３ページ１番から８ページ５５番までの５５件、東区は９ページ１番から８３ページ６５６番までの６５６件です。このうち、中区の２０件及び東区の５２件は、農地中間管理機構が貸借希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。

申請等（６）の利用権の移転については、中区は８４ページ１番から３番までの３件で、農協転貸の移転です。東区の案件はありません。

申請等（７）の利用権の設定及び転貸については、中区は８５ページ１番から８９ページ２６番までの２６件、東区は９０ページ１番から１１２ページ１０４番までの１０４件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

別に配布しています、利用集積集計表をご覧ください。申請等（４）所有権の移転を除く、申請等（５）、（６）、（７）を合計したものです。岡山市全体では計１，４６４件、第二農業委員会分は８４４件で、中区が８４件、瀬戸地区を除く東区が６５６件、瀬戸地区が１０４件です。面積は、ご覧のとおりです。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。

なお、（５）利用権の設定において、中間管理事業の耕作者への配分予定表を担当委員さんにお配りしていますのでご確認ください。

以上です。

議長
全員
議長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

ありません。

それでは、申請等（４）、（５）、（６）、（７）の岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（８）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長

５ページ１番から６ページ６番までの６件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は所有権が５件、賃借権が１件で、内容はご覧のとおりです。１番については、あっせん等の希望があるため、内容を確認の上、担当の委員さんと協議します。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（８）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、
１番から６番の６件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 報告（１）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、７ページ
１番から９番の９件で、転用目的は露天資材置場１件、自己専用住宅２件、分譲住
宅地３件、露天資材置場及び露天駐車場１件、ゴミステーション１件、露天駐車場
１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、８ペー
ジ１番から４番までの４件です。解約理由は転用目的が１件、耕作目的が３件で、
離作料は記載のとおりです。

報告（３）農地改良届については、９ページ１番と２番の２件です。内容は普通
野菜畑２件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委
員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務
代理人 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、
お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時30分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員